

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

規 則

○地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則（一〇・人事課）	1
○秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（一一・試験研究推進課）	1
○秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則（一二・試験研究推進課）	1
○県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（一三・健康推進課）	1
○秋田県病院事業財務規則の一部を改正する規則（一四・県立病院改革推進室）	1
○秋田県県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則（一五・農地整備課）	2
公営企業管理規程	
○秋田県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程（一・公営企業課）	2
○秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程（二・公営企業課）	2
○公営企業の組織再編に伴う関係規程の整備に関する規程（三・公営企業課）	2
○秋田県企業職員の高齢者部分休業に関する規程（四・公営企業課）	3
○秋田県企業職員就業規程の一部を改正する規程（五・公営企業課）	3
○秋田県公営企業事務決裁規程を廃止する規程（六・公営企業課）	3

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規

則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第十号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則（昭和四十年秋田県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三号中「工業用水道事務所」を「発電・工業用水道事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第十一号

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県工業技術センター条例施行規則（昭和五十七年秋田県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表押出機の項の次に次のように加える。

三次元CAD/CAMシステム	一、五五〇円
----------------	--------

別表中三次元C/Tデジタイザの項を削り、イオン窒化装置の項の次に次のように加える。

非接触式表面性状評価装置	一、一〇〇円
--------------	--------

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第十二号

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県高度技術研究所条例施行規則（平成四年秋田県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表多元電子ビーム蒸着装置の項の次に次のように加える。

電子ビーム描画装置	二、九五〇円
-----------	--------

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第十三号

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則（昭和三十年秋田県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

この規則の施行の日前にした県の衛生関係施設の診療に係る使用料の額については、なお従前の例による。

秋田県病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第十四号

秋田県病院事業財務規則の一部を改正する規則

秋田県病院事業財務規則（昭和四十四年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「脳研センター事務部長」の下に「又はリハビリセンター事務部長」を、「脳研センター事務部次長」の下に「又は秋田県立リハビリテーション・精神医療センター事務部次長」を加え、同条第二項中「又はリハビリセンター事務部長」を削る。

第二十九条第五項中「するとともに、債権者に口座振替済通知書を送付しなければ」を「しなれば」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十五号

秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則(昭和三十一年秋田県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。別表第二に次のように加える。

基幹水利施設ストック
マネジメント事業

工事費の二五パーセント以内

別表第三かんがい排水事業の項中「二〇分の一」の下に「(当該受益地の面積が一〇〇ヘクタールを超えるときは、一〇ヘクタール)」を加え、同表に次のように加える。

畑地帯総合整備事業	かんがい排水施設の新設、管理、廃止又は変更に係るもの以外のもの 一〇アール かんがい排水施設の新設、管理、廃止又は変更に係るもの 当該事業の施行に係る受益地の面積の一〇分の一(当該受益地の面積が一〇〇ヘクタールを超える場合は、一〇ヘクタール)
水田農業経営確立排水対策特別事業	当該事業の施行に係る受益地の面積の一〇分の一(当該受益地の面積が一〇〇ヘクタールを超える場合は、一〇ヘクタール)
湛水防除事業	当該事業の施行に係る受益地の面積の一〇分の一(当該受益地の面積が一〇〇ヘクタールを超える場合は、一〇ヘクタール)

基幹水利施設ストック
マネジメント事業
当該事業の施行に係る受益地の面積の一〇分の一(当該受益地の面積が一〇〇ヘクタールを超える場合は、一〇ヘクタール)

附 則

- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定(基幹水利施設ストックマネジメント事業の項に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則別表第三の規定は、この規則の施行の日以後に行われる秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例(昭和三十年秋田県条例第三十四号)第七条第一項に規定する転用又は開田に係る分担金の徴収について適用する。

公営企業管理規程

秋田県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第一号

秋田県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

秋田県工業用水道条例施行規程(昭和四十六年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。
第十九条の次に次の一条を加える。
(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用)

第二十条 条例第十四条の規定により工業用水道の管理を指定管理者に行わせる場合における第五条第二項及び第十九条の規定の適用については、第五条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第十九条中「知事」とあるのは「知事又は指定管理者」とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行することとする。
秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第二号

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程

秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「知事」の下に「及び企業出納員に調定を通知する地方公所の長」を加える。

第二十二條第一項中「地方公所分を含め各四半期ごと」に「を」を削り、同項ただし書を削る。

第一百五十二條第一項中「債権者(給与(退職手当を除く。)及び旅費に係る債権者を除く。)」に対し口座振替済通知書を、出納取扱金融機関に対し「を削る。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

公営企業の組織再編に伴う関係規程の整備に関する規程をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第三号

公営企業の組織再編に伴う関係規程の整備に関する規程

(秋田県公営企業組織規程の一部改正)
第一条 秋田県公営企業組織規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十号中「工業用水道事務所」を「発電・工業用水道事務所」に改める。
第四条第二項秋田県秋田発電事務所の項を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第六条の見出しを「(発電・工業用水道事務所)」に改め、同条第一項中「工業用水道」を「発電に関する業務及び工業用水道」に改め、「工業用水道事務所」を「発電・工業用水道事務所」に改め、同条第二項中「工業用水道事務所」を「発電・工業用水道事務所」に改め、「秋田県秋田工業用水道事務所」を「秋田県秋田発電・工業用水道事務所」に改め、同条に次の一項を加える。

3 杉沢発電所、岩見発電所、皆瀬発電所、板戸発電所及び大松川発電所の運転及び保守管理は、秋田県秋田発電・工業用水道事務所が行う。

第七条の見出しを「(発電・工業用水道事務所の所掌事務)」に改め、同条中「工業用水道事務所」を「発電・工業用水道事務所」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 杉沢発電所、岩見発電所、皆瀬発電所、板戸発電所及び大松川発電所の運転及び保守管理は、秋田県秋田発電・工業用水道事務所が行う。

三 所管する発電施設の運転及び保守に関すること。
 (秋田県公営企業被服貸与規程の一部改正)

第二条 秋田県公営企業被服貸与規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。
 別表二の項及び三の項中「工業用水道事務所」を「発電・工業用水道事務所」に改める。

(秋田県企業職員給与規程の一部改正)

第三条 秋田県企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第六中、「秋田発電事務所長」を削り、「秋田工業用水道事務所長」を「秋田発電・工業用水道事務所長」に改める。
 (秋田県企業職員服務規程の一部改正)

第四条 秋田県企業職員服務規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「工業用水道事務所」を「発電・工業用水道事務所」に改める。
 (秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第五条 秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成七年秋田県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「秋田工業用水道事務所」を「秋田発電・工業用水道事務所」に改める。
 (秋田県公営企業行政文書管理及び公印取扱規程の一部改正)

第六条 秋田県公営企業行政文書管理及び公印取扱規程(平成九年秋田県公営企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び別表所長印の項中「工業用水道事務所」を「発電・工業用水道事務所」に改める。
 (秋田県公営企業財務規程の一部改正)

第七条 秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「工業用水道事務所」を「発電・工業用水道事務所」に改める。
 (秋田県電気事業保安規程の一部改正)

第八条 秋田県電気事業保安規程(昭和六十年秋田県公営企業管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「秋田発電事務所」を「秋田発電・工業用水道事務所」に改める。
 別表第二中「発電事務所」の次に「及び発電・工業用水道事務所」を加える。

(秋田県秋田工業用水道自家用電気工作物保安規程の一部改正)
 第九条 秋田県秋田工業用水道自家用電気工作物保安規程(昭和四十五年秋田県公営企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「秋田県秋田工業用水道事務所」を「秋田県秋田発電・工業用水道事務所」に改める。
 (秋田県工業用水道条例施行規程の一部改正)

第十条 秋田県工業用水道条例施行規程(昭和四十六年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「工業用水道事務所」を「発電・工業用水道事務所」に改める。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県企業職員の高齢者部分休業に関する規程をここに公布する。
 平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第四号

秋田県企業職員の高齢者部分休業に関する規程(趣旨)

第一条 この規程は、企業職員(以下「職員」という。)の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。
 (承認等)

第二条 知事は、職員から高齢者部分休業(当該職員に係る定年退職日から五年をさかのぼった日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、一時間を単位として行うものとする。

3 第一項の規定による承認は、当該高齢者部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

(承認の取消し及び休業時間の短縮)

第三条 知事は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は当該承認に係る一週間当たりの勤務しない時間(以下

「休業時間」という。)を短縮するものとする。
 (休業時間の延長)

第四条 知事は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、第二条第二項で定める範囲内で当該休業時間の延長を承認することができる。

(委任規定)

第五条 この規程に定めるもののほか、高齢者部分休業に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。
 平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第五号

秋田県企業職員就業規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員就業規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 職員の自己啓発等休業については、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年秋田県条例第六十八号)の定めるところによる。

第三条に次の一項を加える。

5 職員の高齢者部分休業については、秋田県企業職員の高齢者部分休業に関する規程(平成二十年秋田県公営企業管理規程第四号)の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県公営企業事務決裁規程を廃止する規程をここに公布する。
 平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公営企業管理規程第六号

秋田県公営企業事務決裁規程を廃止する規程

秋田県公営企業事務決裁規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第二号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubara-sansu.co.jp

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄